

裁判員制度は定着するか

垣 花 豊 順

一 はじめに

2004年（平成16年）5月28日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、裁判員法と略する）が公布され、2009年（平成21年）から一般国民が刑事司法に直接に参加する道が開かれた。民主主義の根幹は個々の国民が個人として尊重され、立法、行政、司法に主権者として参加することであるから、裁判員法の制定は民主主義国家への基礎固めであり、裁判員制度が定着するか否かは民主主義が定着するか否かのバロメーターである。

日本が民主主義国家の道を歩むためには、裁判員制度の定着は必須だと考えられる。しかし、「個人の尊重」を根本理念に据えて制定された憲法、教育基本法の改正が政治日程に入っている今日、裁判員制度を定着させるためには、超えなければならない多くのハードルがあるように考えられる。裁判員制度が定着するか否かに関する研究は、これから数年間をかけて実証的になされるべきことであるが、退任する西原森茂教授の長年にわたる教育・研究に敬意を表する意味で、超えなければならないハードルをメモ程度に指摘する研究ノートを寄稿することにした。

二 裁判員法の内容

現行刑事訴訟法の下では、生命・自由・財産等を侵害する刑事事件の事実認定、法令の適用、刑の量定は最終的にはすべて裁判官の権限・判断によってなされる。大学で法律を勉強し、難しい司法試験に合格し、司法修習、実務経験を経た職業裁判官に最終的な判断は委ねられているのである。この制度は事件を国家権力に基づいて効率的に処理し、国家・社会の秩序を維持する観点からは合理的な制度だ、と考えられる。しかし、国民主権の観点に立脚すると、事件の処理は国民の自立・自律を促進し、事実の認定、法令の適用、刑の量定は一般平均的な国民の常識を取り入れてなされるべきであるから、民主主義国家においては適しない

制度である。そのため、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスを含め、ほとんどの民主主義国家においては、陪審制度、又は参審制度を制定し、国民が裁判に直接に参加する道を設けている。

裁判員法は日本において遅れている国民の公判手続に参加する道を拓いて、刑事司法制度においても民主主義国家の仲間入りをするために制定されたものである。

裁判員法に定める司法制度の趣旨は「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法（昭和22年法律第59号）及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の特則その他の必要な事項を定める」ことである（同法1条）。

裁判員の参加する合議体で裁判する事件は（1）内乱罪（刑法77条）、外患援助罪（刑法81条）のように、死刑又は無期の懲役若しくは禁固に当たる罪に係わる事件（裁判員法2条1項）、（2）殺人（刑法199条）、強盗致死（刑法240条）のように、裁判所法26条2項2号で地方裁判所の合議体で審理及び裁判すべきことが定められ、故意の犯罪行為で被害者が死亡した事件（裁判員法2条2項）、（3）前期（1）（2）と併合審理することが適当と決定された事件（裁判員法4条）、（4）裁判員が参加・審理している事件について、罰条が撤回又は変更されたために、（1）（2）に該当しないが引き続いて審理する旨の決定がされた事件である（裁判員法5条）。

裁判員の参加する合議体は裁判官3人と裁判員6人で構成される（裁判員法2条2項）。ただし、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められるものについては裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人で構成する合議体で審理及び裁判をする旨の決定をすることができる（裁判員法2条3項）。

裁判員の主要な権限は裁判官と対等な立場で、（1）事実の認定、（2）法令の適用、（3）刑の量定について判断することである（裁判員法6条1項）。それら以外の法令の解釈に係わる判断、訴訟手続に関する判断（少年法55条の決定を除く）、その他裁判員の関与する判断以外の判断は裁判官が合議で行う（裁判員法6条2項）。

裁判員の資格は衆議院議員の選挙権を有する者である。ただし、裁判員法に定

める欠格事由（14条）就職禁止事由（15条）、事件に関連する不適合事由（17条）、不公平な裁判をするおそれがあるとみとめられた者は（18条）、裁判員になることできない。

裁判員法が施行され、一般平均的な常識を有する国民が裁判に関与するようになると、裁判所はこれまでよりは国民に親しまれ、事実認定、法令の適用、刑の量定等は国民の納得するものになることでありましょう。

三 裁判員制度は定着するか

裁判員制度は憲法・教育基本法の根本理念を深化させて日本が民主主義国家の道を歩むために、是非とも定着させなければならない国民的な課題である。しかし、日本の歴史を振りかえり、今日の政治、教育、社会的風潮に照らして考えると、同制度を定着させることは容易ではないことが分かる。その理由を列挙すると、次の通りである。

1 明治政府は陪審制度の導入に反対した。

明治政府は司法制度の近代化を図るために、フランスの法学者ポアソナードを招聘し、「治罪法」を制定した。その際、ポアソナードはフランス革命の成果として制定された陪審制度の導入を提言した。しかし、天皇主権を定める明治憲法、皇室典範、教育勅語等の制定に深く係わった井上毅等の反対で、陪審制度は治罪法から削除された。

2 大正・昭和政府は陪審制度を定着させることができなかった。

現在停止されている陪審法は爵位を持たない「平民宰相」と呼ばれた原敬が1920年（大正9年）6月から制定を企て、1923年（大正12年）加藤友三郎内閣の下で制定された法律である。5年間の準備期間をおいて1928年（昭和3年）10月1日から15年間施行されたが、陪審制度の利用者は毎年減少し、1943年（昭和18年）「陪審法ノ停止ニ関スル法律」（法88号）が制定され、現在は休眠状態にある。停止した理由は「戦時中の時局」と解されている。

3 戦後の歴代内閣は陪審法の復活に消極である。

「陪審法ノ停止ニ関スル法律」は「陪審ハ大東亜戦争終了後再施行スルモノトシ其ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定している（同法付則3項）。これは陪審法は廃止又は抗力を停止されたのではなく、戦後再施行を予定して休眠させた規定だと解されている。しかし、歴代内閣は憲法・教育基本法の改

正には意欲を示したが陪審法の再施行には関心が無かった。

4 憲法、教育基本法が改正されると、裁判員法の定着は難しいと考えられる。

自由民主党は結党50周年に憲法草案を策定することを決め、起草委員長に総理大臣と文部大臣の経歴を持つ森喜郎が就任した。森は「教育勅語には哲学があるが、教育基本法には哲学がない」との意見の持ち主である。また、同党の平沼赳夫前経済産業相は明治憲法の復元を提唱している（沖縄タイムス2005年1月11日朝刊）。明治憲法、教育勅語は国民が天皇・国家に忠誠を誓うことを義務づけているから現行憲法・教育基本法が明治憲法・教育勅語の理念に従って改正されると、国民は自由な立場で判断することができなくなり、裁判員制度は現行憲法、教育基本法と同じように定着しないおそれがあると考えられる。

5 裁判員制度の普及に関する教育は遅れている。

裁判員制度は家庭、学校、社会教育で権力や時流におもねないで、自主的に公平に判断する能力を培う教育をしないと定着しない。しかし、東京都知事石原慎太郎の教育改革の事例に見られるように、日の丸の掲揚、君が代の斉唱を強制し、それに従わない教師は戒告等の処分が付されている。このような公権力に基づく強制的な教育改革では教育基本法に定める教育の目的「…自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民」を育成することはできない。

四 裁判員制度を定着させるための要件

裁判員制度は法科大学院とともに司法制度改革の要として、外国の制度を参考にして制定された。外国の制度を新たに導入する場合、留意しなければならないことは、外形的な組織、施設・設備等を参考にするだけでなく、その背後にある理念・目的を理解し実践することである。

2005年1月15日から20日、アジア犯罪防止研究所の教官、職員、8名の保護司と共に日本保護司制度をフィリピンに定着させるために出張し、フィリピン矯正関係要人や保護司等と懇談し、意見交換する機会に恵まれた。独立後のフィリピンは日本と同じように、アメリカ憲法の強い影響を受けて憲法を制定しているが、陪審制度は導入していない。陪審制度を導入しなかった理由について、法務省高官に質問したところ、「フィリピン人は官憲に依存する度合いが強く、独立して事件の有罪・無罪を判断する自立・自律心が育っていないことが最大の原因だ」とのことだった。日本の保護司制度をフィリピンに導入する際、問題になるのも、

国民の1人1人に自立・自律心を植えつけることだ、と考えられる。

裁判員制度を日本に定着させるための要件は、政府の予算措置、施設・設備等のいろいろな要件があるが、最も大切なことは、憲法・教育基本法の根本理念である「個人の尊厳」を深化させて国民の1人1人が家族、学校、社会生活で実践し、社会に生起する事件は市民の良識を取り入れて処理することだ、考えられる。陪審、裁判員制度は倫理的に考案された制度でなくて、個々の国民を個人として尊重する民主主義の礎として、歴史的に形成された制度だからである。裁判員制度を定着させるためには、憲法、教育基本法改正の行方を注意深く見守らなければならない。